

(令和5年度)

定年前に退職する意思を有する職員の募集について

職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、下記のとおり定年前に退職する意思を有する職員を募集します。

記

1 退職すべき期間

令和5年8月1日～令和6年3月31日（認定の通知後、個別に退職すべき期日を定めます。）

2 募集の対象となる職員、募集人数及び募集期間

区分	募集人数	募集期間
退職すべき期日の翌日における満年齢 45歳以上59歳以下	12人	令和5年5月17日 ～ 令和5年6月20日

3 その他

(1) 退職手当の割増制度

- ・自己都合退職に比べ、支給率が割増されます。
- ・退職すべき期日において、勤続20年以上となる職員は退職手当を計算するうえでの給料月額が割増されます。

(2) 応募方法等

別紙様式により総務課職員係へ提出（退職すべき期日までの間、いつでも応募の取下げを行うことができます。）

(3) 認定の通知予定日 令和5年7月14日（金）

■次の職員は応募できません。

- ・懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている職員又は募集の期間中に受けた職員

※募集の開始の日において受けている職員：募集の開始の日において停職期間中及び減給期間中の職員

■次の職員は応募があっても認定できません。

- ・応募後に懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）を受けた職員又はこれに準ずる処分を受けた職員
- ・引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる職員